

「諮問案（加工食品の原料原産地表示）」 からの変更点について

平成29年6月29日
消費者庁

第3条第2項表1の五イの（ロ）

（旧）

一定期間使用割合が5パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が5パーセント未満である旨を表示すること。

（新）

一定期間使用割合が5パーセント未満である対象原材料の原産地（前号の規定に基づき「その他」と表示されたものを除く。）については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が5パーセント未満である旨を表示すること。

附則

(新)

第1条(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

第2条(経過措置)

この府令の施行の日から平成34年3月31日までに製造され、又は加工される加工食品(業務用加工食品を除く。)並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品の表示(この府令による改正に係る部分に限る。)については、食品表示基準第2章及び第3章並びに同令附則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第3条

前条の規定にかかわらず、この府令の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品の表示は、なお従前の例によることができる。